

## でんさいの残高証明書について

でんさいの残高証明書には、お客さまが指定される基準日に応じて、「定例発行方式」と「都度発行方式」の2種類がございます。詳しくは下表をご覧ください。

	都度発行方式	定例発行方式
発行基準	お申込み日よりも前の日付(過去の日付)を指定しての残高証明書を希望される場合  (例)平成26年3月1日に平成25年3月31日を指定	①お申込み日以降の特定の日付(将来の日付)を指定しての残高証明書を希望される場合 (例)平成26年3月1日に平成26年3月31日を指定  ②お申込み日以降の定期的な日付を指定しての残高証明書を希望される場合 (例)平成26年3月1日に毎年3月末日を指定
郵送方法	でんさいネット受付日から15銀行営業日(土日祝日・年末年始を除く)以内に、でんさいネットから簡易書留にて発送	基準日から15銀行営業日(土日祝日・年末年始を除く)以内に、でんさいネットから簡易書留にて発送

※残高証明書の発行にあたっては、当行所定の手数料が必要となります。

※残高証明書発行のお申込みには、福岡銀行所定の申込書類等のご提出が必要です。

お手続きの方法については、最寄りの福岡銀行本支店にお問い合わせください。